

令和 8 年度 山口県周南健康福祉センター 業務概要

令和 8 年 6 月

山口県周南健康福祉センター

〒745-0004 周南市毛利町 2 - 3 8

山口県周南総合庁舎 3 階

Tel 0834-33-6421 Fax 0834-33-6510

【沿革】

- 昭和19年 徳山保健所、光保健所の設置 ※保健所拡充計画
- 昭和22年 徳山保健所、光保健所を徳山標準保健所に統合、改称 ※保健所法改正
- 昭和29年 徳山標準保健所を徳山保健所に改称
- 昭和30年 都濃社会福祉事務所の設置 ※山口県社会福祉事務所設置条例制定
- 昭和46年 都濃社会福祉事務所を周南社会福祉事務所に統合
- 平成 2 年 徳山保健所を徳山環境保健所に改称
- 平成 9 年 徳山健康福祉センターの設置
※出先機関の再編により環境保健所と社会福祉事務所を統合
- 平成15年 徳山健康福祉センターを周南健康福祉センターに改称
※平成 15 年合併により周南市誕生

目 次

○ 管内概況	1
○ 管内図	2
○ 組織・業務	3
○ 健康危機発生時の対応フロー	4
○ 健康福祉センターと市の業務分担	5
各課・室の業務の概要	
○ 保健福祉・総務室（総務関係）	
1 窓口業務	6
2 時代に適応した職場づくり	7
○ 保健福祉・総務室（保健福祉関係）	
1 保健・医療・介護・福祉に係る相談窓口	8
2 健康福祉分野における事業の推進	8
3 周南圏域における地域医療提供体制の充実	8
4 介護保険制度の推進	8
5 障害者総合支援制度の推進	10
6 病院・診療所の立入検査等	11
7 母子・父子・寡婦福祉の推進	11
8 その他	11
○ 健康増進課	
【地域保健班】	
1 健康づくりの推進	12
2 がん対策の推進	12
3 結核予防対策の推進	13
4 母子保健対策の推進	14
5 栄養・食生活対策	15
6 原爆被爆者援護対策	16
7 肝炎・肝がん対策	17
8 臓器移植の推進	17
9 今年度の重点施策	17
【精神・難病班】	
1 精神保健業務	18
2 難病対策業務	20
3 感染症対策業務	22
○ 生活環境課	
【環境衛生薬事班】	
1 環境衛生業務	24
2 水道施設等指導業務	25
3 薬務業務	26
【食品衛生班】	
1 食品衛生業務	29
2 動物管理業務	31
【廃棄物・環境指導班】	
1 廃棄物対策業務	33
2 浄化槽対策業務	35
3 環境指導業務	36
○ 試験検査課	
1 検査業務の内容	42
2 前年度の検査実績	43
3 今年度の重点施策	43
◇ 関係団体等名簿	44
◇ 病院名簿	48

管内概況

1 周南工業地帯を中心とした経済圏

管内地域は、県の東南部に位置し、下松市、光市、周南市の3市からなる。

南部は、瀬戸内海に面しており、石油コンビナートを中心に基礎素材型産業が集積した周南工業地帯を形成し、県経済の中心地として発展している。

北部は、島根県に接し、農山村地域の広がる高原盆地で、過疎化の進行が顕著となっている。

また、山陽新幹線、山陽本線、中国縦貫自動車道、山陽自動車道、国道2号、フェリー航路等の広域的な交通条件が整っており、県東部の交通の要衝としての位置にある。

2 管内市の世帯・人口動向

令和7年10月1日現在の管内人口は約23.1万人で、県人口の約18%を占めており、3市のうち周南市は、下関市、山口市、宇部市に次いで県内で4番目の人口規模となっている。

令和7年の管内出生率は6.0%と県全体を0.8ポイント上回り、同死亡率は15.6%と県全体を1.4ポイント下回っている。自然増減では2,226人の減、社会増減では601人の減となっており、人口減少が続いている。

同高齢化率は、34.1%と県全体を1.7ポイント下回っているものの、高齢化が進行している。

【面積、世帯数、人口】

市名	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口(上段:人、下段:%)			
			総数	0~14歳	15~64歳	65歳~
下松市	89.34	25,419	54,888 (100.0)	7,347 (13.4)	31,399 (57.2)	16,142 (29.4)
光市	92.13	21,320	46,567 (100.0)	4,808 (10.3)	24,276 (52.1)	17,483 (37.5)
周南市	656.29	62,763	129,562 (100.0)	13,693 (10.6)	70,812 (54.7)	45,161 (34.9)
計	837.76	109,502	231,017 (100.0)	25,848 (11.2)	126,487 (54.8)	78,786 (34.1)
山口県	6,112.90	593,050	1,260,435 (100.0)	133,779 (10.6)	676,777 (53.7)	450,670 (35.8)

【資料】面積：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」令和8年1月1日現在

世帯数、人口、年齢構成「山口県市町年齢別推計人口」（令和7年10月1日現在）

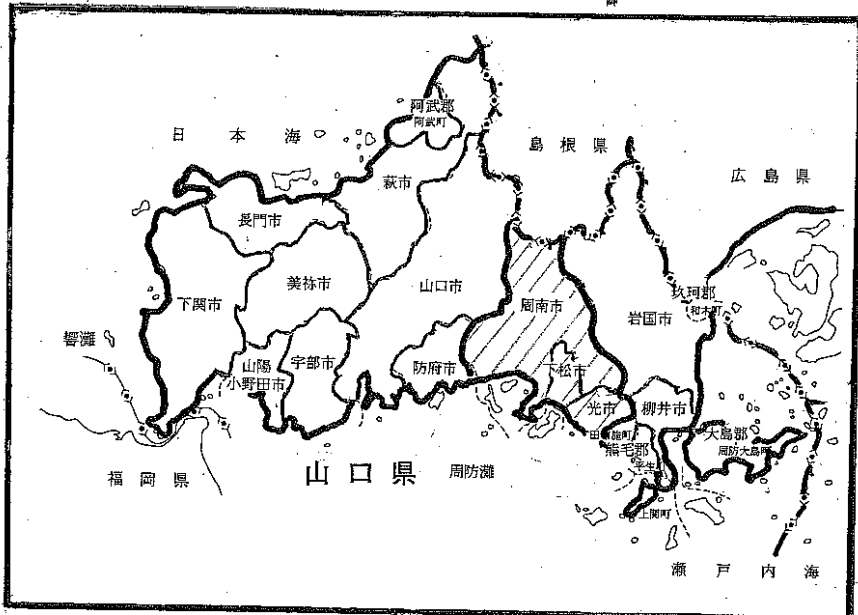
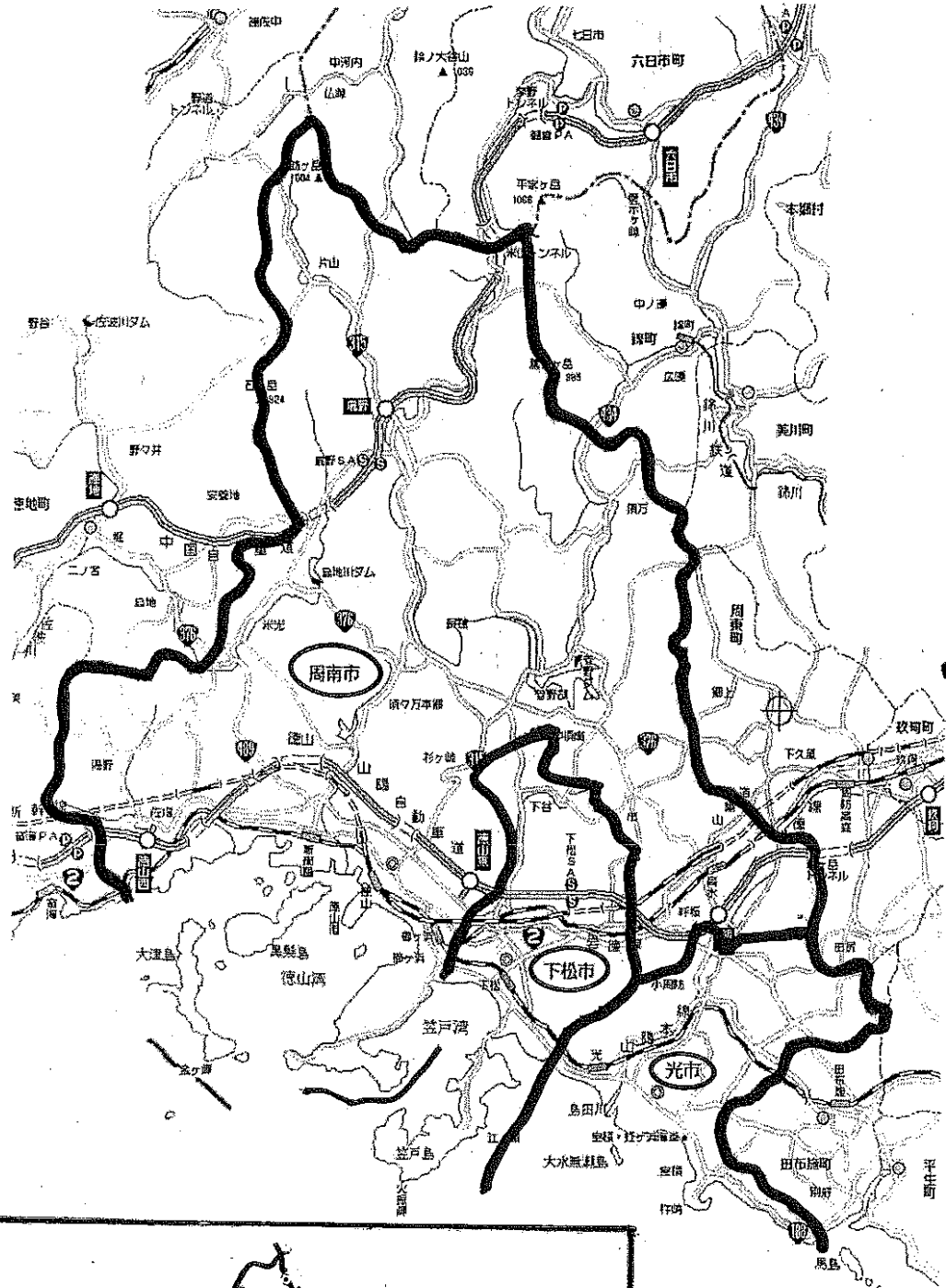
【出生率、死亡率、自然増減、社会増減、高齢化率】

(単位 人)

市名	出生数	出生率 (%)	死亡数	死亡率 (%)	自然増減	社会増減	高齢化率 (%)
下松市	390	7.1	727	13.2	△ 337	50	29.4
光市	223	4.8	789	16.9	△ 566	△ 313	37.5
周南市	768	5.9	2,091	16.1	△ 1,323	△ 338	34.9
計	1,381	6.0	3,607	15.6	△ 2,226	△ 601	34.1
山口県	6,557	5.2	21,421	17.0	△ 14,864	△ 3,511	35.8

【資料】「山口県人口移動統計調査」（令和6年10月～令和7年9月）より作成

周南健康福祉センター管内図



周南健康福祉センターの組織・業務

保健福祉・総務室

- ・人事、服務、福利厚生
- ・地域保健医療計画の推進
- ・病院、診療所の立入検査
- ・予算、決算
- ・文書管理
- ・情報公開
- ・介護保険事業者、障害福祉事業者の指導
- ・医療相談
- ・母子父子寡婦福祉
- ・防災

保健環境部〔周南環境保健所〕

健康増進課

地域保健班

- ・健康寿命延伸
- ・がん、肝炎対策
- ・食生活改善
- ・結核予防
- ・母子保健
- ・被曝者支援
- ・不妊治療支援

精神・難病班

- ・精神障害者援護
- ・難病患者支援
- ・ひきこもり、認知症対策
- ・感染症予防対策 (O157、麻疹・風疹等)
- ・自殺予防

生活環境課

環境衛生薬事班

- ・旅館、理・美容、クリーニング所等の衛生指導
- ・毒劇物危害防止対策
- ・医薬品の安全対策
- ・薬物乱用防止対策
- ・飲料水対策

食品衛生班

- ・食品営業許可、監視指導
- ・調理師、ふぐ処理師等免許
- ・動物の愛護、管理 (野犬の捕獲、譲渡等)
- ・食品表示の監視指導
- ・食品の収去検査
- ・狂犬病予防等

廃棄物・環境指導班

- ・廃棄物の適正処理、減量化、リサイクルの推進
- ・大気、水質、土壌等の監視、環境保全対策
- ・環境教育
- ・浄化槽維持管理指導
- ・生活排水浄化対策
- ・地球温暖化防止対策

試験検査課

- ・食品の細菌、理化学検査
- ・感染症(細菌、HIV、梅毒など)
- ・工場排水、廃棄物最終処分場、海水浴場の水質検査
- ・食中毒の原因菌検査

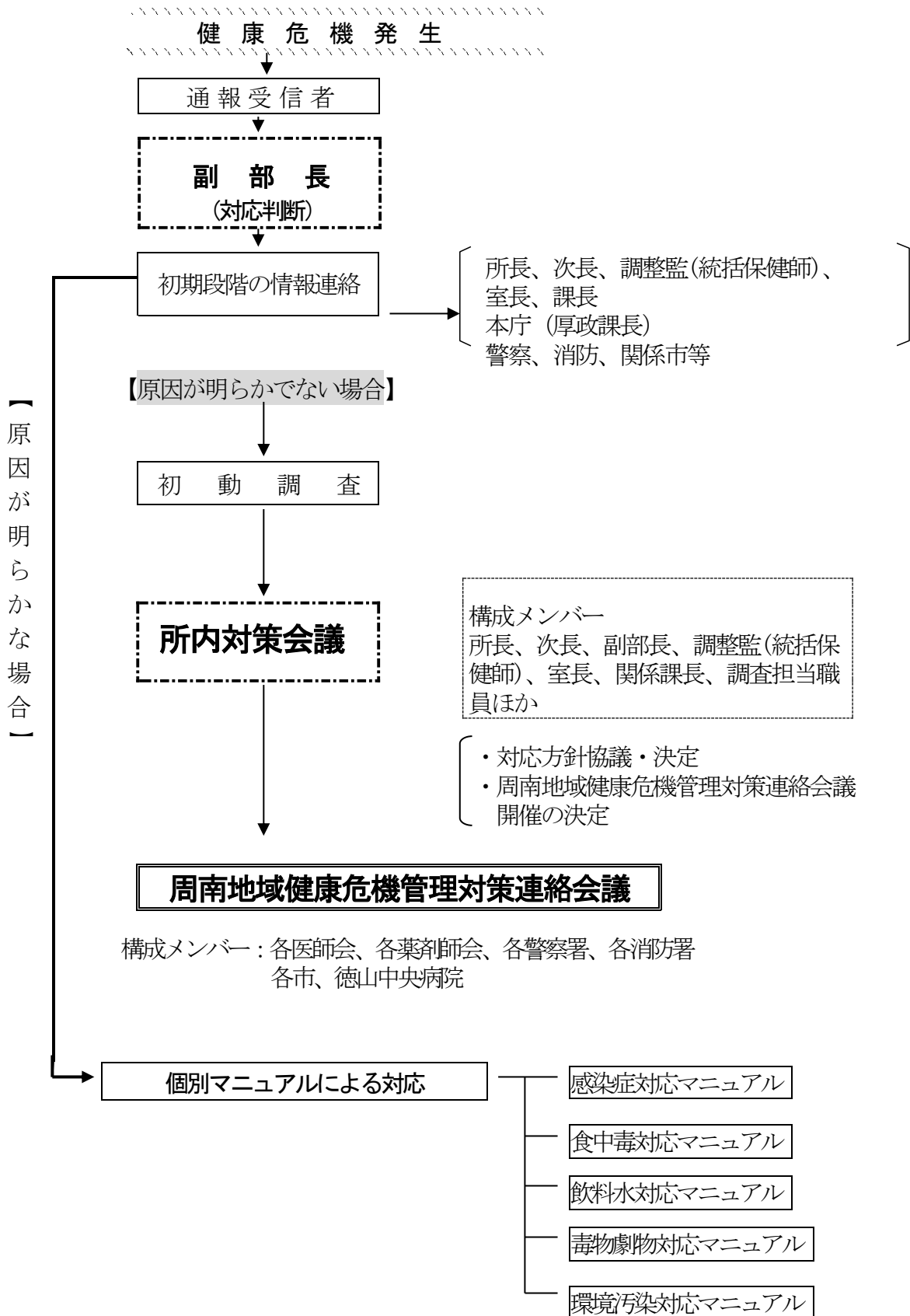
◆ 職種別現員数 (正規職員)

(6月1日現在)

職種	医師	臨床検査技師	保健師	管理栄養士	衛生獣医	化学	衛生薬学	衛生監視	事務	計
人数	2	3	13	2	4	5	3	10	10	52

※会計年度任用職員 (専門パートタイム7、一般フルタイム2、一般パートタイム2)

健康危機発生時の対応フロー



健康福祉センターと市の業務分担

健康福祉センターと市では、それぞれ役割を分担し、かつ連携しながら、効率的で充実した保健・医療・福祉等のサービスが提供できるよう努めています。

	健康福祉センター (専門的・広域的な業務)	市 (住民に身近な業務)
保 健	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的・広域的栄養指導 ○ハイリスク乳幼児対策 ○原爆被爆者の相談・援護 ○結核・感染症対策 ○精神保健福祉対策 ○難病対策 ○エイズ予防対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○母子保健（乳幼児健診、健康教育、健康相談等） ○成人保健（健康相談、健康診査、健康教育等） ○栄養相談、一般的栄養指導 ○障害者の保健福祉対策
福 祉	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者・知的障害者福祉 （広域調整、実情把握、情報提供） ○母子・父子・寡婦福祉資金貸付 ○母子父子寡婦家庭自立支援 ○災害救助 ○障害福祉サービス事業者の指定申請・届け出等の受付 ○障害福祉サービス事業者に対する実地指導等 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護 ○児童福祉（保育所への入所措置等） ○身体障害者・精神障害者・知的障害者福祉（在宅福祉サービスの提供、施設入所） ○高齢者福祉（在宅福祉サービス、養護老人ホームへの入所措置） ○災害救助 ○障害者自立支援給付
介 護 保 険	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険施設整備の圏域調整 ○介護保険指定業者の指定申請・届け出等の受付 ○介護保険施設・事業者に対する実地指導等 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険の保険者 ○介護保険料の決定及び徴収 ○要介護認定 ○保険給付 ○苦情・相談の受付 ○地域密着型サービス事業者の指定、実地指導等
環 境	<ul style="list-style-type: none"> ○環境衛生 ○薬事 ○食品衛生 ○動物管理 ○産業廃棄物、浄化槽 ○大気・水質等の環境保全対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境美化、火葬等許可 ○犬の登録、狂犬病予防注射 ○一般廃棄物 ○騒音・悪臭・振動等の環境保全対策

保健福祉・総務室（総務関係）

1 窓口業務

当センターの総合窓口として、来客・電話対応の他、文書の取扱い、予算の執行管理、職員のサービス・健康管理等の業務を行っている。

(1) 情報の開示等

「山口県情報公開条例」（平成9年9月1日制定）に基づく公文書開示に関する相談、案内、受付や、「個人情報の保護に関する法律施行条例」（令和4年山口県条例第40号）に基づく情報公開等の窓口業務を行っている。

(2) 人材育成

① 看護学生等実習生の受入

看護師等の養成機関は、教育課程上、実習教育を行う必要がある。

このため、当センターでは、看護・保健活動に必要な基本的知識と技術等の修得や健康福祉センターの役割・機能を理解してもらうこと等を目的として、看護実習生等の実習指導を引き受けている。

今後とも、質の高い保健・医療・福祉・環境分野の専門家を養成するため、養成機関の種々の要望に応え、通常業務との兼ね合いにも工夫を加えながら、実習生を受け入れることとしている。

【実習生の受入状況】

（単位 人）

看護師等養成機関	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
山口県立大学（栄養士を含む。）	6	9	8
山口大学医学部保健学科	10	11	10
岩国YMC A国際医療福祉専門学校	6	8	9
その他（自治医科大学、初期研修医等）	—	14	13
計	22	42	40

② 講師の派遣

看護学生等実習生受入と同様の趣旨で、関係機関の要請に応じて、当センター所長をはじめ担当職員を講師として派遣し、地域に根ざした人材育成に努めている。

【講師派遣の状況】

関係機関又は講習会名称	R 5年度		R 6年度		R 7年度	
	回数	回数	回数	人数	回数	人数
管内食生活改善推進員養成講座	1				1	19
食品衛生許可更新講習会	6	6	6	6	7	7
管内食品衛生指導員講習会	1	2	1	2	1	1
管内集団給食施設衛生講習会	1	1				
食品衛生責任者関連講習会	6	18	6	15	6	14
その他	26	28	22	22	13	13
計	41	55	35	45	28	54

※R 4年度は食品衛生責任者関連講習会を管内飲食店等営業施設衛生講習会としていた。

※「その他」は、「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」、理容組合・美容組合研修会、食の安心・安全お届け講座、結核研修会、建設産業廃棄物技術研修会等への講師派遣

2 時代に適応した職場づくり

職員間の情報の共有化等を促進するため、毎月、業務連絡会議を開催するとともに、事務執行体制の確立に万全を期するため、幹部職員によるミーティングを適宜開催し、綱紀の保持や職員の健康管理等に努めている。

また、地域行政連絡協議会や公益財団法人山口県ひとづくり財団等の各種研修に参加させるなど、職員の自己啓発、業務執行能力の向上等に取り組み、日々変化する行政環境に的確に対応できる人材の育成と職場づくりに努めている。

さらに、職員一人ひとりが、県民の視点に立った行政サービスの向上をめざし、担当者不在時における「電話（来客）対応マニュアル」を活用する等、県民誰もがはつらつと暮らせる「活力みなぎる山口県」の実現に努めている。

保健福祉・総務室（保健福祉関係）

1 保健・医療・介護・福祉に係る相談窓口

保健・医療・介護・福祉分野に関する複雑多岐な相談を受け付け、業務担当課、関係機関等と連携して対応している。

近年、医療行為や医療機関の対応など医療に関する相談が主となっている。

【相談の状況】 (単位 件)

	医療	介護保険	その他	計
令和5年度	33	0	0	33
令和6年度	23	0	0	23
令和7年度	34	0	0	34

2 健康福祉分野における事業の推進

健康福祉関係の諸計画に基づき各種施策を実施するとともに、健康福祉センター運営協議会をはじめとする会議等を通じ、情報提供・情報収集を行っている。

また、併せて、関係団体や市町等関係機関への支援を行っている。

【健康福祉関係の計画】

計画	計画期間
山口県地域福祉支援計画（第5次）	令和5年度～令和9年度
山口県保健医療計画（第8次）	令和6年度～令和11年度
健康やまぐち21計画（第3次）	令和6年度～令和17年度
やまぐち高齢者プラン（第8次）	令和6年度～令和8年度
やまぐち子ども・子育て応援プラン	令和7年度～令和11年度
やまぐち障害者いきいきプラン（2024～2029年）	令和6年度～令和11年度
山口県障害福祉サービス実施計画（第7期）	令和6年度～令和8年度

3 周南圏域における地域医療提供体制の充実

第8次山口県保健医療計画では、「生涯を通じて健康で安心して暮らせる地域保健医療体制の確立」を基本目標とし、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）・6事業（救急医療、災害時医療、新興感染症医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療や外来医療の提供体制の充実に努めるとしている。

また、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を目標年次とし、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携の推進を図るため、平成28年に「山口県地域医療構想」が策定され、医療関係者・保険者その他関係者で構成する「地域医療構想調整会議」において、構想の実現に向けて取り組んでいる。

4 介護保険制度の推進

平成12年4月に施行された介護保険制度は、令和6年度から第9期（3年間）の事業計画期間に入っている。周南圏域においてサービス提供事業者の数はほぼ横ばいとなっている。

当センターでは、サービス提供事業者の指定申請等の受理進達、訪問系の居宅サービス事業所等の実地指導及び介護関連の情報提供等、管内の市や関係機関との連携を図り、介護サービスの提供体制づくりを支援している。

【サービス提供事業者】

(令和8年3月31日現在)

サービス種類		下松市	光市	周南市	計
居宅	訪問介護	15	11	27	53
	訪問入浴介護	1 (1)	0 (0)	1 (1)	2 (2)
	訪問看護	3 (3)	4 (4)	17 (17)	24 (24)
	訪問リハビリテーション	1 (1)	2 (2)	5 (5)	8 (8)
	通所介護 (デイサービス)	19	11	25	55
	通所リハビリテーション	2 (2)	2 (2)	5 (5)	9 (9)
	短期入所生活介護	4 (4)	8 (8)	9 (9)	21 (21)
	短期入所療養介護	2 (2)	4 (4)	5 (5)	11 (11)
	特定施設入居者生活介護	2 (1)	3 (3)	2 (1)	7 (5)
	福祉用具貸与	2 (2)	2 (2)	9 (9)	13 (13)
	特定福祉用具販売	2 (2)	2 (2)	9 (9)	13 (13)
	計	53 (18)	49 (27)	114 (61)	216(106)
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)
	夜間対応型訪問介護	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	認知症対応型通所介護	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (3)
	小規模多機能型居宅介護	4 (4)	7 (5)	6 (6)	17 (15)
	認知症対応型共同生活介護	8 (7)	9 (5)	19 (19)	36 (31)
	地域密着型介護老人福祉施設	3 (0)	4 (0)	1 (0)	8 (0)
	地域密着型特定入居者生活介護	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
	地域密着型通所介護	2 (0)	14 (0)	18 (0)	34 (0)
	計	18 (12)	36 (11)	48 (26)	102 (49)
居宅介護支援		15 < 4>	18 < 9>	38 < 7>	71 <20>
施設	介護老人福祉施設	2	4	7	13
	介護老人保健施設	2	2	5	9
	介護医療院	0	2	2	4
	計	4	8	14	26
合計		90 (30)	111 (38)	214 (87)	415(155)

※ ()内は介護予防サービス事業所、< >内は介護予防支援事業所の数

【令和7年度実地指導の実施状況】

	実施計画	実施件数	実施月
訪問介護事業所	概ね3年に1回	1 1	8月～ 1月
訪問入浴介護事業所	概ね3年に1回	0	
訪問看護事業所	概ね3年に1回	7	
訪問リハビリテーション事業所	概ね3年に1回	2	
福祉用具貸与事業所	概ね3年に1回	3	
特定福祉用具販売事業所	概ね3年に1回	3	
計		2 6	

5 障害者総合支援制度の推進

(1) 障害者総合支援サービスの提供

平成24年6月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法等)に基づくサービス提供事業者の指定申請等の受理・進達、事業者の実地指導や、関係機関等との連携を強化することにより、より良い障害福祉サービスが提供できる体制づくりを支援している。

【サービス提供事業者】 (令和8年3月31日現在)

サービス種類		下松市	光市	周南市
訪問系サービス	居宅介護	4	4	10
	重度訪問介護	4	3	7
	同行援護	1	1	4
日中活動系サービス	療養介護			1
	生活介護	5	7	12
	自立訓練(生活訓練)	1		
	自立訓練(機能訓練)	1		
	就労移行支援		1	
	就労継続支援(A型)	1	5	1
	就労継続支援(B型)	6	6	21
	就労定着支援		2	1
	児童発達支援	8	4	10
	放課後等デイサービス	11	9	18
	保育所等訪問支援	1		2
居住系サービス	短期入所	3	2	7
	共同生活援助	4	10	8
	施設入所支援	2	1	5
相談支援	地域移行支援	1	1	2
	地域定着支援	1	1	

【運営指導の実施状況】(令和7年度)

区分	実施計画		実施件数	実施月
居宅介護事業所	概ね3年に1回		5	R7.10
重度訪問介護事業所	概ね3年に1回		4	~
同行援護事業所	概ね3年に1回		2	R8.3
グループホーム	概ね3年に1回		6	
相談支援事業所	概ね3年に1回		0	
計			17	

(2) 相談支援体制整備事業

県から市等へ相談支援アドバイザーを派遣し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進している。

6 病院・診療所の立入検査等

医療サービスが適正に提供されるよう医療法第 25 条に基づき、病院・診療所等の立入検査を実施し、人員、構造設備、運営管理体制等について検証を行っている。

【立入検査の実施状況（定例分）】（令和 7 年度）

	医療機関数	実施周期	実施件数	実施月
病 院	2 3	毎年実施	2 3	8 月～1 月
有床診療所	8	概ね 3 年に 1 回	1	5 月～1 1 月
無床診療所	1 8 9	概ね 5 年に 1 回	3 4	5 月～1 1 月
歯科診療所	1 0 2	概ね 5 年に 1 回	2 9	5 月～1 1 月
計	3 2 2		8 7	

【病院立入検査の結果】

(単位 件)

	文書指摘	口頭指導	計
令和 4 年度	1	3	4
令和 5 年度	2	3 9	4 1
令和 6 年度	0	3 1	3 1
令和 7 年度	1	4 3	4 4

7

母子・父子・寡婦福祉の推進

母子家庭・父子家庭・寡婦家庭の暮らし、仕事、子どものことなどの日常生活全般の相談や支援を行うとともに、母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長や子どもの育成のために母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行っている。

【母子父子自立支援員による相談】（令和 7 年度）（単位 件）

	経済支援 福祉資金他	生活上の問題				児童 関係	その他	計
		健 康	家 庭	就 労	その他			
件 数	922	36	122	120	187	36	5	1, 428
割 合	64. 6%	2. 5%	8. 5%	8. 4%	13. 1%	2. 5%	0. 4%	100. 0%

【母子父子寡婦福祉資金の貸付状況】（平成 27～令和 7 年度）（単位 千円、件）

	就学支度資金	修学資金	修業資金	その他	計
下松市	0	0	0	0	0
光 市	827(3)	720(1)	0	1, 587(1)	3, 134(5)
周南市	0	492(1)	0	960(1)	1, 452(2)
計	827(3)	1, 212(2)	0	2, 547(2)	4, 586(7)

8 その他

- (1) 病院等の各種申請・届出関係
- (2) 医療従事者等の免許関係
- (3) 保健・衛生・福祉関連統計調査

健康増進課（地域保健班）

1 健康づくりの推進（県民一斉健康づくり推進事業）

県民の健康寿命の延伸を図るため、ライフステージに応じた健康づくり対策、生活習慣の改善、社会環境の整備に取り組み、県民総参加の健康づくりを促進する。

(1) たばこ対策促進事業

たばこによる害のない社会の実現を目指し、環境整備やたばこの害について普及啓発を推進することにより、受動喫煙等による健康影響を防止し、安全で快適な生活環境を実現する。

- ・禁煙週間・世界禁煙デーに合わせ、ポスターやのぼり旗の掲示、たばこの害に関するパネルの展示（周南総合庁舎1階ロビー）
- ・受動喫煙防止ポスターの掲示、啓発グッズの配布（センター内）
- ・受動喫煙対策に関する相談対応、現地調査
- ・小中学生等へのパンフレットの配布（学校薬剤師会を通じた配布）

(2) 地域・職域連携推進事業

生活習慣病を予防するために、地域保健と職域保健の連携により、健康づくりのための情報の共有、保健事業の協同実施、保健事業の実施に要する社会資源の有効活用等により、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の整備を行う

	年月日	参加者	内容
企画会議	令和7年 9月24日	10名 職域保健：3人 地域保健：4人 事務局：3人	<ul style="list-style-type: none"> ・「やまぐち健康経営企業認定制度登録に向けた啓発」 ・やまぐち健康経営認定企業圏域別一覧について
協議会	令和8年 2月4日	24名 職域保健：12人 地域保健：5人 関係機関：3人 事務局：4人	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の現状と課題 ・令和7年度の取組 ・今後の取組について意見交換 ・次年度の取組案について ・情報提供、その他

(3) やまぐち健康応援団

県民を対象に、食生活や運動など健康づくりの各分野で主体的な取組を進める事業所・団体を登録する。登録数：88施設（保健所受付分）

(4) やまぐち健康経営企業認定制度

全国健康保険協会山口支部などの保険者と協働して、「健康経営」に取り組む企業を認定する。登録企業：21（県受付分） 認定企業：200（管内）

2 がん対策の推進

（がん検診受診促進強化対策事業・女性と働く世代のがん検診キャンペーン推進事業）

がん検診の受診率向上に向けて、がん検診の重要性などについて普及啓発する。

- (1) がん征圧月間(9月)・やまぐちピンクリボン月間 (10月)集中キャンペーン市や管内医療機関等へのポスター・チラシ配布や集団検診の場を活用して普及啓発する。

実施内容	協力機関	実施時期	場所
「がん征圧月間」 「やまぐちピンクリボン月間」の周知 ・ポスター掲示	—	R7.9 (がん征圧) R7.10 (ピンクリボン)	周南総合庁舎3F
やまぐちピンクリボン月間 街頭キャンペーン ・啓発グッズの配布	下松市 明治安田生命 ゆめタウン下松 周南市 明治安田生命 日本生命 がん支援団体ポポメリー	R7.10.21 (下松市) R7.10.24 (周南市)	ゆめタウン下松 徳山保健センター
がん征圧月間街頭キャンペーン ・啓発グッズの配布	イオン光店	R7.9.30	イオン光店

- (2) 山口県がん検診受診促進協力事業所
がん検診受診率を向上させ、がんの早期発見・早期治療を進めることを目的として、がん検診の受診啓発に積極的に取り組む事業所を登録する。
登録数：36 (管内)

3 結核予防対策の推進

- (1) 結核予防対策特別促進事業

結核に関する正しい知識の普及啓発を図り、健康診断の受診率向上を目指す。また、患者の早期発見、早期治療に努めるとともに、治療完遂に向けた地域における服薬支援(地域DOTS)を実施する。

【結核患者の推移】 (単位 人)

年	R3	R4	R5	R6	R7
新規登録者	32	35	35	24	41
潜在性結核	12	15	11	8	17
年末登録者	71	69	61	32	36

【地域DOTSの実施状況】 (単位 人)

年度	R6	R7
実人員	37	45
延人員	153	258

- (2) 結核管理事業

結核患者発見時の接触者健康診断や結核登録者の訪問指導、結核健康診断等を行うことにより、結核患者の早期発見及び適正な管理を図り、まん延防止に努める。

【訪問指導】 (単位 人)

年度	R 6	R 7
実人員	2 2	3 5
延人員	2 9 3	1 1 8

【健康診断の実施状況】 (単位 人)

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
Q F T検査	1 2 3	7 4	1 2 8	1 6 0	1 9 7
胸部X線検査	4 1	2 0	1 7	8	1 5
ツベルクリン反応	1	0	3	0	2
喀痰検査	0	0	0	1	0

(3) 結核医療事業

結核患者の医療費負担を軽減するとともに、結核に対する適正な医療の確立を図る。

【感染症診査協議会結核部会の診査状況】

3 7 条	新 規	7 件
	継 続	3 3 件
	解 除	7 件
3 7 条の 2		5 3 件

4 母子保健対策の推進

(1) 切れ目のない妊娠・出産・子育て包括支援推進事業

【岩国・柳井・周南圏域妊娠・出産包括支援推進事業（連絡調整会議・研修会）】

地域に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うために、市保健師等専門職に対する研修、連絡調整会議等を行い、市が実施する妊娠・出産包括支援事業の体制整備を推進する。

年月日	場所	参加者	内容
令和 7 年 1 2 月 1 5 日	周南総合庁舎	4 5 名 (医療機関・助産院・市町・健康福祉センター)	・母子保健・妊産婦のメンタルヘルス支援についての現状・取組報告 ・講演「妊産婦のメンタルヘルス支援について」 医療法人恵愛会 柳井病院 公認心理師 臨床心理士 山本沙由理氏 ・意見交換・情報共有

(2) HTLV-1 母子感染予防対策事業

母乳を介した母子感染予防の徹底を図るため、HTLV-1 抗体検査の実施やキャリア妊婦を対象に HTLV-1 に関する知識の理解を促し、適切な養育が行えるよう、訪問や電話による支援を実施する。

また、キャリア妊婦から出生した児に対してフォローアップを行い、その保護者が医療機関等で継続して相談できるよう支援する。

年度	R 6	R 7
抗体検査	1 件	1 件
訪問・電話支援等	6 件	8 件

(3) 不妊治療等支援事業

不妊に関する相談を希望する者が、身近な機関で気軽に適切な相談を受けることができる体制を確立するとともに、不妊治療への経済的負担の軽減を図るために不妊治療費の一部を助成する。

不妊専門相談会の開催：2回 相談：1件

【不妊治療費助成の承認件数】

年度	一般不妊治療			人工授精			生殖補助医療 先進医療	
	R 5	R 6	R 7	R 5	R 6	R 7	R 6	R 7
件数	209	217	192	106	102	109	343	486

5 栄養・食生活対策

(1) 特定給食施設等への指導・支援

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設が、適切な栄養管理を行えるよう、計画的に巡回指導や集団指導等を実施する。

【特定給食施設等の管理栄養士等の配置状況】

(令和8年3月31日現在)

	施設数	管理栄養士・栄養士の配置状況			
		管栄・栄	管栄のみ	栄のみ	未配置
学 校	20	4	8	3	5
病 院	23	12	10		1
介護老人保健施設	10	4	6		
介護医療院	1		1		
老人福祉施設	26	9	12	4	1
保 育 所	42	2	10	23	7
児童福祉施設	1			1	
社会福祉施設	10	1	6	2	1
事業所・寄宿舍	13	2	1	7	3
その他(有料老人ホーム等)	19	1	3	6	9
計	165	35	57	46	27

【巡回指導等実施状況】

年度	R 6	R 7
巡回指導	42件	37件
集団指導	0件	0件
情報提供件数	227	235

(2) 国民健康・栄養調査、県民健康栄養調査

【国民健康・栄養調査】

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、国が主体となり、毎年11月に全国で実施される調査。

実施日	対象世帯数(人数)	協力世帯数(人数)
身体状況調査	17世帯(33人)	10世帯(12人)
栄養摂取状況調査		13世帯(21人)
生活習慣調査		15世帯(24人)

【県民健康栄養調査】

県民の栄養や運動などの健康づくり全般にわたる状態を把握し、食生活の改善や健康増進対策に必要な基礎資料を得ることを目的として、山口県が主体となり、5年ごと11月に実施する調査。

令和7年度実施無し(次回令和9年度予定)

(3) 人材育成

管内各市における食生活改善推進協議会相互の連携、食生活改善事業の推進及び食生活改善組織の育成強化を図る。

6 原爆被爆者援護対策

原爆被爆に関する申請や相談、被爆者健康手帳の交付申請、健康管理手当などの支給手続、医療機関での定期健康診断等を行っている。

【被爆者の状況】

(単位 人)

年度		R5	R6	R7
被爆者健康手帳保持者		234	216	204
被爆者二世健康診断記録表保持者		283	289	293
定期健康診断受診者 (一般検査)	被爆者	35	24	27
	被爆者二世	83	76	70

7 肝炎・肝がん対策

肝炎や肝がん・重度肝硬変の治療費を助成するとともに、陽性者のフォローアップにより肝炎患者の重症化を予防する。

【肝炎対策の状況】

(単位 件)

年度		R5	R6	R7
肝炎の治療費を助成		152	144	140
肝がん・重度肝硬変の治療費を助成		4	7	18
肝炎ウイルス検査(保健所)		5	6	2
" (医療機関委託)		541	571	614

8 臓器移植の推進

臓器移植を始めとした移植医療に対する県民や医療機関の理解を深めるため、普及啓発や骨髄バンクドナー登録業務を実施する。

【普及啓発】

臓器移植普及推進月間（10月）やイベント等でポスター掲示やリーフレットを配布する。

【骨髄提供希望者登録推進事業】

年度	R 5	R 6	R 7
窓口日数	14	14	14
登録人数	28	25	7

9 今年度の重点施策

(1) 働く世代の健康づくりの推進

やまぐち健康経営企業認定制度を周知し、登録企業を増やすことで管内の課題である健診・がん検診の受診率向上やその他健康づくりの推進につなげる。

(2) 結核に関する啓発活動の強化

結核に関する正しい知識の普及と、患者の早期発見・早期治療に繋がるよう住民・医療機関・施設等に対して啓発を実施する。

健康増進課（精神・難病班）

1 精神保健業務

(1) 精神障害者援護事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、通報等のあった者について調査の上必要があると認めるときは、精神保健指定医による診察を行い、適切な医療及び保護の実施に努めている。

【精神障害者に関する申請・通報】 (単位 件)

	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
警察官の通報	32(19)	25(20)	36(19)	40(20)
検察官の通報	4(2)	1(0)	3(1)	3(2)
矯正施設の長の通報	7(0)	3(0)	2(0)	4(1)
一般人の申請等	0	0	0	0
計	43(21)	29(20)	41(20)	47(23)

※ () は措置入院

(2) 精神保健福祉活動推進事業

精神障害者の早期治療、社会復帰、社会参加を促進するため、市や精神科病院をはじめとする地域の保健・医療・福祉関係機関等との連携の上、訪問指導及び相談を行うとともに、各種の支援策を講じている。また、心の健康の保持増進を図るため、心の健康について普及啓発を行うとともに、心の悩みに関する相談に応じている。

【相談・訪問】 (単位 件)

	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
定例相談	3	6	5	9
定例外 相談	来所	26	98	137
	電話	729	1,017	1,151
	計	755	1,115	1,288
訪問指導	53	129	175	140

(3) ひきこもり対策事業

ひきこもり本人や家族を支援するため、精神保健福祉センターに設置のひきこもり地域支援センターを中核に、地域における支援体制の整備を推進している。

【相談】

	R 6年度	R 7年度
実件数	14	15
延件数	32	58

【家族教室】 開催人数が集まらず実施を見送った。

【ひきこもり家族会の育成支援】 11回

(4) 認知症施策総合推進事業

認知症になっても本人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の理解を促進し、認知症高齢者とその家族を取り巻く環境を整備している。

【相談・訪問】

(単位 件)

	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
電 話	1 7	1	1 4	4
来 所	0	0	4	0
訪 問	0	0	0	0

【認知症家族会への参加】

R 7 年度 1 回

【普及啓発】

- ・街頭キャンペーン：9月 サンリブ下松 リーフレット等 300 部配布
- ・周南総合庁舎内でのポスター・リーフレットの掲示：9月

【認知症疾患医療センターとの連携】

- ・周南圏域認知症疾患医療連携協議会への出席（オンライン） 1 回

(5) 地域自殺対策緊急強化事業

地域における自殺対策の強化を図るため、山口県自殺対策総合対策計画に基づく取組等を総合的に推進している。

【普及啓発】

- ・街頭キャンペーン：9月 サンリブ下松 リーフレット等 300 部配布
3月 徳山駅 相談窓口カード等 300 部配布
- ・周南総合庁舎内でののぼり旗・ポスター等の掲示など：9月、3月

【合同相談会の開催】

- ・暮らしとこころの合同相談会 2 回（相談 6 件）

<今年度の重点施策>

精神障害者に関する申請・通報件数が増加傾向にあり、危機的状況を繰り返さないためによりきめ細かな地域の保健・医療・福祉関係機関等との連携が必要である。

退院後支援計画の実施等により、精神障害者が安心して在宅療養を継続できるよう支援していく。また、申請・通報時に対象者を医療へ迅速につなげるための体制強化として、精神保健指定医に対し協力を求めていく。

2 難病対策業務

(1) 難病患者治療研究事業

難病等の疾患に係る研究の推進及び難病患者の医療費の軽減を図るため、医療費の公費負担制度の受付相談業務を実施している。

また、特定医療費（指定難病）医療受給者証所持者及び小児慢性特定疾病医療受給者証所持者に対しては、申請受付相談時などにおいて、各疾患の特性を踏まえながら難病患者の状況を把握し、家庭訪問及び必要に応じたサービスにつなげている。

【特定医療費（指定難病）医療受給者証所持者数】

R 5 年度：2, 2 1 2、R 6 年度：2, 3 0 3、R 7 年度：2, 3 3 1

※特定疾患医療受給者証交付件数（スモン、劇症肝炎、重症急性膵炎）を含む。

【小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数】

R 5 年度：3 2 2、R 6 年度：2 9 8、R 7 年度：2 7 3

(2) 難病対策推進事業

難病患者の療養上の不安の軽減を図るために、講演会、相談会、交流会を実施している。特に患者及び家族の負担が大きく、きめ細かなサービスを必要とする神経系・筋疾患難病患者等を中心に、家庭訪問を行うとともに、必要に応じて患者、家族及び関係者によるケア会議を開催している。

さらに、重症神経難病患者及び家族が、地域で安心して療養できる体制を構築するため、難病対策地域協議会（周南地域支援ネットワーク事業運営会議）を開催し、災害時を含む緊急時の支援体制や療養支援について整備を進めている。

また、平成 27 年度からは、難病患者の雇用促進の強化を図るため、難病患者就労サポーターによる相談会を開催している。

		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
ネットワーク事業運営会議	回数	1	1	1
	人数	3 9	3 2	3 4
ケア会議（※長期療養児含）	回数	1 3	6	6
保健師の訪問指導（難病）	件数	1 9 9	2 7 3	2 1 6
保健師の訪問指導（長期療養児）	件数	8	2	1 7
訪問相談員の派遣	件数	6 8	6 5	6 3
難病患者自立支援事業 （難病患者就労サポーター出張相談会）	回数	4	5	4
	件数	1	6	5

<今年度の重点施策>

令和 5 年度に地域診断ツールを使い、管内の状況を評価した。喫緊の課題として災害対策が必要であるため、令和 6 年度は在宅人工呼吸器難病患者の実態把握を行い、今後必要な取組を具体化した。令和 7 年度に取組の計画・実践を行い、周南地域支援ネットワーク事業運営会議にて報告した。

今年度は、管内各市をはじめとする関係機関と共に平時からの備えや災害発生時の対応について、患者・家族の意向を確認しながら進めていきたい。

また、再度地域診断を行い、管内の状況を再評価のうえ、周南圏域における難病患者の支援体制の整備に取り組んでいく。

3 感染症対策業務

(1) 健康危機管理体制について

健康危機管理の中核として、また持続可能な機関として機能するために「周南健康福祉センター健康危機対処計画（感染症編）」を策定し、平時からの健康危機に備えた準備を計画的に推進している。

(2) 感染症予防対策事業

感染症法に基づき、患者の積極的疫学調査、就業制限、入院勧告、消毒の指示、濃厚接触者の健康診断及び健康観察等を行い、二次感染予防及び各感染症の特性や発生状況に応じた迅速な対応に努めている。

【感染症の発生状況】

(単位 件)

		年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
3類	腸管出血性大腸菌		3	2	1 1	3	1 4
4類	レジオネラ		3	5	7	6	5
	重症熱性血小板減少症候群			2	1	2	1
	デング熱				1		
	日本紅斑熱		2	3	2	5	1
	つつが虫病		1				
	A型肝炎						
	E型肝炎						
5類	アメーバ赤痢				1	1	
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症		4	5	5	5	2
	急性脳炎				1	1	1
	急性弛緩性麻痺			1			
	クロイツフェルト・ヤコブ病			1	1	1	
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症				2		1
	後天性免疫不全症候群		1		1	1	3
	侵襲性肺炎球菌感染症		6	1	1	7	2
	侵襲性インフルエンザ菌感染症				2		2
	水痘（入院例）					2	4
	梅毒		1 1	2 5	1 9	1 8	3 0
	播種性クリプトコックス症			1			1
	破傷風			1	1	1	
	百日咳		4	2	1	9	2 2 4
	風しん						
	薬剤耐性アシネトバクター感染症						
ウィルス性肝炎		1					

【積極的疫学調査】

1 7 件（腸管出血性大腸菌 1 4 件、麻しん疑い例 2 件・麻しん接触者 1 件）

【集団発生への対応】

感染性胃腸炎等感染症の集団発生した施設に対して発生状況や対応状況を確認し、感染拡大防止のための指導を行った。

【健康診断の実施】

腸管出血性大腸菌 8 9 件

【新型インフルエンザ（新型コロナウイルス感染症を含む）等体制の整備】

エボラ出血熱、新型インフルエンザ等の新興感染症等の発生に備え、所内職員への訓練及び必要時「周南管内新型インフルエンザ等連絡協議会」等を開催し、関係機関との役割分担の確認及び連携強化を図るとともに、研修会等を実施し、管内の体制整備を図っている。

【学校欠席者情報収集システム】

管内の感染症発生状況等の早期把握・早期対応に役立てるため、幼稚園、保育所、小中学校、高等学校への導入に向けた働きかけを行った。また毎週、感染症の動向や注意喚起等のお知らせを更新し、導入施設が情報の活用が図れるよう整備している。

(3) 感染症発生動向調査事業

【患者情報】

感染症法に基づき、診断した医師（定点把握疾患については指定届出機関の管理者）から保健所へ届出のあった感染症に関する情報を、全国感染症サーベイランスシステム（NESID）に入力している。

	定点区分	定点数	対象疾患数
週 報	内科定点	4	3
	小児科定点	7	12
	眼科定点	1	2
	基幹定点	1	7
月 報	STD定点	2	4
	基幹定点	1	3

【病原体情報】

指定した5疾患について、病原体定点医療機関（2か所）から採取した検体を環境保健センターで検査し、その結果を医療機関へ通知している。

(4) エイズ予防対策

HIV抗体検査については、利便性を考慮し、検査結果が当日判明する迅速検査を導入し、希望者に対しては梅毒検査を併せて実施している。性感染症を自らの問題として考え予防行動につながるよう、学校（専門学校、大学等）や事業所、地域の組織等と連携した普及啓発を行っている。

【HIV検査普及週間】 定例検査の時間拡張、庁舎内にポスター掲示

【世界エイズデー】 街頭キャンペーン（11月末）、庁舎内にポスター掲示、定例検査日の時間拡張

【HIV抗体検査】 81件（迅速検査22回、うち夜間検査8回、終日検査2回）

【個別相談】 26件

<今年度の重点施策>

施設での感染症集団発生に対する予防的取り組みとして、感染管理認定看護師と共に施設へ訪問ラウンドを行い、現場の課題に応じた支援を実施する。加えて、施設全体へのフィードバックとして研修会（ミニ講座）を組み合わせて実施することで施設の実情に応じた感染症対応を検討する機会とする。

また、管内の施設等職員を対象とした感染症対応力向上に向けた研修会を実施する。

研修では、基本的知識に加え、施設ラウンド等で支援した内容や各施設の工夫点等を盛り込むなど実践的な内容とする。

生活環境課（環境衛生薬事班）



1 環境衛生業務

(1) 業務の内容

- ① 理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館業、公衆浴場の届出及び許可申請事務並びに監視指導に関すること。
- ② 住宅宿泊事業法の届出及び監視指導に関すること。
- ③ 特定建築物に係る届出及び登録申請事務並びに監視指導に関すること。
- ④ 指定地域内における動物飼養に係る許可事務等に関すること。
- ⑤ 地区衛生組織活動の推進に関すること。
- ⑥ ねずみ・衛生害虫の相談に関すること。

(2) 管内の状況

【生活衛生営業施設数】

	旅館		興行場		公衆浴場	
	ホテル・旅館	簡易宿所	映画館	その他	一般	その他
R 5 年度	7 1	1 3	4	3	2	4 4
R 6 年度	7 0	1 4	4	3	1	4 3
R 7 年度	6 3	1 3	4	3	1	3 7

	理容所	美容所	クリーニング所（うち取次所）
R 5 年度	2 3 7	6 0 6	1 2 4 (9 5)
R 6 年度	2 3 5	6 1 3	1 1 9 (9 2)
R 7 年度	2 3 1	6 2 6	1 1 3 (8 7)

【住宅宿泊事業法施設数】

R 5 年度：7 R 6 年度：1 1 R 7 年度：1 3

【特定建築物関係施設及び事業者数】

	特定建築物	建築物衛生管理登録事業者
R 5 年度	8 4	4 5
R 6 年度	8 5	4 3
R 7 年度	8 3	4 4

【動物飼養関係施設数】

R 5 年度：2 8 R 6 年度：2 8 R 7 年度：2 8

(3) 現状と課題

① 入浴施設におけるレジオネラ症発生防止

旅館等の生活衛生営業施設の衛生については、立入調査により、監視指導を行っているところであるが、引き続き、旅館及び公衆浴場の入浴施設について、レジオネラ症発生防止対策を含めた衛生管理の徹底が必要である。

② 理・美容業務の適正な実施の確保

平成 26 年度に、県内のエステティックサロンにおいて、無免許でのアートメイクやまつ毛に係わる施術が行われ、医師法や美容師法違反で摘発される事案が発生するなど、サービス形態の多様化に伴う違法行為も散見されることから、警察等関係機関とも連携しながら対応していく。

(4) 今年度の重点施策

① 旅館及び公衆浴場におけるレジオネラ症発生防止対策

旅館業営業者及び公衆浴場営業者に対し、循環式浴槽等のレジオネラ症発生の危険性が高い入浴設備について、引き続き、自主管理の徹底を指導する。

また、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（令和元年 12 月 17 日改正）に基づく指導を徹底する。

② 住宅宿泊事業法への対応

平成 30 年 6 月 15 日から住宅宿泊事業法が施行され、住宅宿泊事業を営もうとする者は、届出により、住宅を活用した宿泊サービスの提供（年間 180 日以下）が可能となった。

そのため、事業者の円滑な届出及び事務処理ができる環境の整備を図っていく。

(5) 中長期的取組

旅館業営業者及び公衆浴場営業者に対し、条例で定める基準の遵守及び循環式浴槽等のレジオネラ症発生の危険性が高い入浴設備の自主管理の徹底について指導していく。

2 水道施設等指導業務

(1) 業務の内容

水道施設の維持管理指導に関すること。

(2) 管内の状況

【水道事業体数】（令和 8 年 3 月 31 日現在）

上水道：3 簡易水道：1

(3) 現状と課題

① 上水道、簡易水道の整備・維持管理は、市の事務として行われている。

安全な水道水の供給を確保するため、当センターでは、県認可の上水道及び簡易水道への立入検査を実施し、施設の適正な維持管理について指導を行っている。

なお、上水道（給水人口 5,001 人以上）についての指導権限は国又は県が所管しており、専用水道、簡易専用水道の指導権限は平成 25 年 4 月から市に移譲されている。

② 水道の未普及地区、法の規制が適用されない飲料水供給施設もあり、安全な水を確保する観点から、市による水道の整備促進とともに適切な維持管理指導が必要である。

(4) 中長期的取組

県認可の上水道及び簡易水道に対する監視指導を行い、施設の適正な維持管理の徹底を図る。

3 薬務業務

(1) 業務の内容

- ① 薬局・医薬品販売業の許可事務、毒物劇物製造業・販売業の登録事務、麻薬取扱いに係る免許事務、温泉に係る許可事務に関すること。
- ② 医薬品等の安全対策の推進に関すること。
- ③ 毒物劇物危害防止対策の推進に関すること。
- ④ 麻薬及び向精神薬等の適正管理及び薬物乱用防止対策の推進に関すること。
- ⑤ 献血の推進に関すること。
- ⑥ 温泉法に関すること。

(2) 管内の状況

【薬事関係施設数】

	薬 局	医薬品販売業				薬局製剤製造販売業
		卸売販売	店舗販売	薬種商販売	配置販売	
R 5 年度	1 4 2	2 9	6 3	0	2	5
R 6 年度	1 4 3	2 9	6 4	0	2	5
R 7 年度	1 4 5	2 8	6 3	0	2	6

	医療機器販売業	
	管理医療機器	高度管理医療機器
R 5 年度	3 8 1	1 5 5
R 6 年度	3 5 7	1 6 3
R 7 年度	3 7 6	1 6 6

【毒物劇物関係施設数】

	製造業 ・輸入業	販 売 業			業務上 取扱者※	特定毒物 研究者
		一 般	農業用	特 定		
R 5 年度	2 0	1 5 8	1 7	2	1 7	2
R 6 年度	2 1	1 5 8	1 7	2	1 7	2
R 7 年度	2 1	1 5 3	1 6	2	1 6	2

※届出

【麻薬等取扱施設数】

	診療施設※	卸売業	小売業	麻薬研究	覚醒剤原料研究	向精神薬研究
R 5 年度	1 0 7	5	1 3 1	5	1	1
R 6 年度	1 0 6	5	1 3 4	4	1	1
R 7 年度	1 1 1	5	1 3 4	5	2	1

※診療施設は、病院・診療所・歯科診療所・飼育動物診療施設・研究施設の合計

(3) 現状と課題

- ① 患者が自身に適した薬局を選択できるよう、令和3年8月から、特定の機能を有する薬局を知事が認定する「認定薬局制度」が創設された。
超高齢化社会の進展を踏まえ、患者が住み慣れた地域で安心して医薬品を使用できるよう、認定薬局等の普及・促進が求められており、地域薬剤師会と連携を図りながら、認定薬局等の普及・促進及び当該制度の周知を図っている。
- ② 毒物劇物の危害防止については、製造所や販売店舗の監視指導を行うとともに、毎年11月に一斉点検日を定め、毒物劇物の危害防止意識の高揚を図っている。
- ③ 薬物乱用防止対策は、山口県薬物乱用防止推進員周南地区協議会を中心に、街頭キャンペーンや各種イベントの開催等、地域に根ざした啓発活動を行っている。
また、学校、警察署、薬物乱用防止指導員（学校薬剤師）及び認定講師（ライオンズクラブ）と連携して、小学校・中学校・高等学校・大学で薬物乱用防止教室を開催している。
- ④ 献血については、若年層の献血離れや事業所合理化等により、献血者数が減少している。周南地区献血推進協議会を中心に、献血思想の普及や400ml等の献血への協力を呼びかけている。
- ⑤ 温泉については、泉源保護の観点から、管内の温泉地を中心に温泉源の湧出量等の調査を行っている。

(4) 今年度の重点施策

① 薬物乱用防止対策

本県における薬物事犯のうち、覚醒剤の検挙人員は減少傾向にあるが、大麻事犯の検挙人員は増加傾向にあり、令和7年は過去最多を記録するとともに、これまで最も多かった覚醒剤の検挙人員を上回った。

また、大麻については、令和7年の検挙人員のうち、7割以上を30歳未満の若者が占めており、若年層を中心に大麻の乱用拡大が顕著な状況にある。

さらに近年では、市販薬の過剰摂取、いわゆるオーバードーズが、特に若い世代を中心に広がっており、大きな社会問題にもなっている。

このような状況から、引き続き青少年に重点を置いた啓発活動を積極的に行っていく必要があるため、山口県薬物乱用防止推進員周南地区協議会を中心としてヤングキャンペーン等幅広く啓発活動を実施する。

また、薬物乱用防止教室については、管内の全小学校、中学校、高等学校を対象に開催し、できるだけ早い時期から薬物乱用の危険性について啓発を行っている。

② 献血者確保対策

令和6年度における本県の10代～30代献血構成比は27.4%であり、全国平均の31.7%を大きく下回っている。

初回献血者の多くを占める若年層の献血者が少なく、この状況が続くと、将来、必要な輸血用血液を献血によって賄うことができなくなることが危惧される。

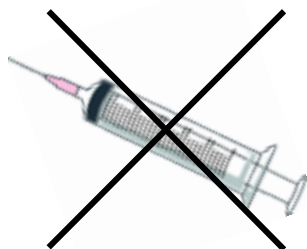
よって、将来の献血を支える高校生に献血の意義や仕組みを理解してもらうため、学校行事の中で「献血セミナー」を実施してもらえるよう、高等学校を訪問の上、協力を呼びかける。

また、「はたちの献血」キャンペーンを実施し、啓発活動及び献血者が減少する冬期の献血者の確保を図ることとしている。

③ 毒物劇物危害防止対策

販売業者等の安全対策を徹底するため、毒物劇物販売業者へ一斉立入を実施し、適正な販売・保管管理について調査を行う。特に、爆発物の原料となり得る劇物の購入目的の確認について徹底を図るよう指導を行う。

薬物乱用は、ダメ。ゼッタイ。!



生活環境課（食品衛生班）

1 食品衛生業務

(1) 業務の内容

- ① 食品営業に係る許可及び届出業務に関すること。
- ② 食品等取扱施設の監視指導に関すること。
- ③ 食中毒及び食品等の苦情等に関すること。
- ④ 食品衛生に係る各種相談に関すること。
- ⑤ 調理師、製菓衛生師及びふぐ処理師の免許事務に関すること。
- ⑥ 食品表示基準等に関すること。
- ⑦ 食品衛生協会等、業界の健全育成指導に関すること。



(2) 管内の状況

【食品関係営業施設】

		種 別	下松市	光 市	周南市	計
R 5 年度	許可施設		5 9 0	5 2 1	1, 9 1 9	3, 0 3 0
	届出施設		2 8 3	2 1 8	6 3 4	1, 1 3 5
R 6 年度	許可施設		4 9 5	5 5 5	1, 8 6 2	2, 9 1 2
	届出施設		3 3 9	2 6 1	7 7 7	1, 3 7 7
R 7 年度	許可施設		5 4 6	4 8 3	1, 8 3 7	2, 8 6 6
	届出施設		3 6 7	2 7 9	8 0 2	1, 4 4 8

【監視指導の状況】

(単位 件)

		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
許 可	新 規	4 9 9	5 2 5	4 7 5
	継 続	0	0	0
廃 止		2 4 8	2 6 9	2 0 1
監視指導		7 2 2	1, 4 4 2	1, 3 7 9
処 分	営業等禁停止	0	2	3
	改善命令	0	0	0
	回収・廃棄	0	0	0

【衛生教育の実施状況】

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実施回数	2 6	2 0	2 6
受講者数	9 6 7	7 9 8	1 0 2 2

【収去検査の実施状況】

(単位 件)

		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
細 菌 検 査	検 査	2 6 4	5 1 6	1 9 4
	不 適	2	3	1
理化学検査	検 査	1 3 3	1 1 3	8 3
	不 適	0	0	0

【食中毒、苦情、相談の処理状況】

		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
食 中 毒	件 数	0	2	3
	患者数	0	7	16
苦情件数	食品の安全性	25	67	77
	施設・従事者	12	15	18
相談件数		1,468	4,761	1,937

(3) 現状と課題

① 食品の安全性の確保等

機能性表示食品による健康被害の発生など、食の安心・安全を脅かす事件・事故が依然として発生しており、事業者の法令遵守の徹底、行政の監視指導の強化、県民への積極的な情報提供や事件・事故発生時の迅速かつ適切な対応など食の安心・安全の確保に向けた総合的な対策が重要となってくる。

こうした背景を踏まえ、山口県食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）に基づき、計画的な収去検査、監視指導等を実施する。

② 食品関係法令の改正

食品表示法においては、「カシューナッツ」のアレルギー表示が義務化され令和8年4月1日に完全施行されたこと、食品衛生法においては、令和3年6月に改正食品衛生法が完全施行されたことから、食品等事業者に対して、これら法令の周知、遵守の徹底を図る。

(4) 今年度の重点施策

① HACCP に沿った衛生管理の監視・啓発強化

監視指導計画に基づき、食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理を適切に実施できるよう、実践的できめ細かい指導・助言を行う。

また、研修資材の作成・公開、SNS 等を活用した情報発信等により、HACCP に沿った衛生管理の適切な実施に向けた啓発を行う。

② 食品等事業者が講じている措置の点検・確認

食品の安全性の確保に第一義的な責任を有している食品等事業者に対し、成分規格、製造基準、施設基準等の遵守の徹底を指導する。

また、食品等事業者に対し、食品表示基準（アレルゲン、消費期限、食品添加物等の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項）及び自主回収届に係る規定の遵守の徹底を指導する。

③ 食中毒予防対策の強化

多数の参加者が見込まれる大規模イベントや観光に関する宿泊施設等における食品衛生対策を徹底する。

また、調理従事者からの食品汚染によるノロウイルス食中毒や飲食店等での生や加熱不十分な食肉類の提供によるカンピロバクター食中毒が発生していることから、食品等事業者に予防対策を指導するとともに、県民への啓発を行う。

2 動物管理業務

(1) 業務の内容

- ① 狂犬病予防法に関すること。
- ② 動物の愛護及び管理に関する法律に関すること。
- ③ 山口県飼犬等取締条例に関すること。

(2) 管内の状況

【野犬等捕獲、飼犬引取り等の状況】 (単位 頭)

	野犬等捕獲	飼犬引取り	返 還	譲 渡
R 5 年度	4 6 3	4	7	4 3 4
R 6 年度	3 0 5	4	1 7	3 2 4
R 7 年度	2 6 9	3	1 2	2 3 4

【犬に係る苦情等の状況】 (単位 件)

		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
咬傷事故		1 1	1 7	1 3
苦 情 内 容	野犬が多い	1 1 0	2 2 7	1 0 5
	放し飼い	1 0	1 1	1 1
	家畜の被害	0	0	0
	農産物の被害	0	0	0
	脱糞	1	0	6
	鳴き声	1	8	1 2

【第一種動物取扱業の登録施設】 (令和 8 年 3 月 31 日現在)

施設数	登 録 種 別						
	販 売	保 管	貸 出	訓 練	展 示	競 り あっせん	譲受飼養
1 0 3	3 2	6 5	0	2	4	0	0

【第二種動物取扱業の届出施設】 (令和 8 年 3 月 31 日現在)

施設数	届 出 種 別					
	譲 渡	保 管	貸 出	訓 練	展 示	その他
5	5	3	0	1	1	0

【動物取扱責任者研修会の開催状況】

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実施回数	2	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
受講者数	7 5				

(3) 現状

犬の苦情内容で最も多いのが「野犬が多い」ことである。こうした苦情に対しては、巡回や捕獲作業及び関係市や地域住民の協力による捕獲檻設置等により対応しているが、野犬に無責任に餌を与える者がいる地域等は、野犬が住み着きやすい環

境にあり、その対応に苦慮している。

(4) 課題

野犬対策として、捕獲手法の改善により、効率的かつ効果的な野犬捕獲を進めるとともに、新たな野犬を生み出さないよう、終生飼養や適正飼養に関する普及啓発により県民のモラル向上を図っていく必要がある。さらに、野犬に無責任に餌を与える者についても、関係機関と連携の下、指導等の強化が必要である。

(5) 今年度の重点施策

平成28年度及び平成29年度に採択された環境省モデル事業において、行政、関係団体、地域住民等が連携して、野犬対策を進める機運の醸成や野犬の棲みにくい環境づくりを行い、令和元年度から「周南地域の野犬問題に関する連絡協議会」において、市や警察等関係機関の円滑な連携を通じて、解決に向けた実効性ある取組を推進してきた。

これらの取組により、地域が一体となって野犬対策を進めていく機運が醸成され野犬が多く生息する公園内での捕獲作業が円滑に実行できるようになったことから引き続きこの機運を維持しながら、市や自治会等と協力の上、野犬捕獲を実施するとともに、無責任な餌やりを行う者に対しては関係機関と連携した指導を推進していく。

また、新たな捕獲システムの導入を行い、より効率的な野犬捕獲に取り組む。

(6) 中長期的取組

① 適正飼養に関する広報用ポスターやチラシ等を管内各市及び関係施設に配布し、飼主のモラルの向上を図り、動物愛護に関する啓発を推進する。

特に、9月～10月の「動物の飼い方マナーアップ強化期間」には、市と連携し、一般飼主向けに犬の飼い方しつけ方教室を開催している。

② 野犬に関する苦情が長年にわたり持続している地域では、引き続き、野犬捕獲を行うとともに、地域住民の協力も求めながら、より効果的な捕獲対策及び予防啓発活動を実施する。

生活環境課（廃棄物・環境指導班）

1 廃棄物対策業務

(1) 業務の内容

- ① 廃棄物の適正処理に関すること。
- ② 不法投棄の監視等に関すること。
- ③ PCB廃棄物の適正処理に関すること。
- ④ リサイクルの促進に関すること。
- ⑤ ダイオキシン類の発生対策に関すること。

(2) 管内の状況

【一般廃棄物処理施設の設置状況】（令和8年3月31日現在）

施設種類	市設置	民間設置
ごみ処理施設	5	42
し尿処理施設	3	4
最終処分場	3	0

※民間設置の施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき許可を受けた施設

【産業廃棄物処理施設の設置状況】（令和8年3月31日現在）

施設種類	施設数
中間処理施設	100
焼却施設	48
その他の施設	52
最終処分場	12
安定型処分場	9
管理型処分場	3

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき許可を受けた施設

【産業廃棄物処理業者】（令和8年3月31日現在）

	事業の種類	事業者数
産業廃棄物処理業	収集運搬業	403
	処 分 業	44
	中間処理	37
	最終処分	4
	中間・最終	3
特別管理産業廃棄物 処理業	収集運搬業	55
	処 分 業	6
	中間処理	6

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき許可を受けた事業者

【不法投棄、野外焼却件数】

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
不法投棄	31	36	68	44	48
野外焼却	4	8	5	4	25

※件数は、延べ監視件数

【不適正処理指導の状況】

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
指導票交付件数	1 1	2 1	2 6	1 0	2 5
改善勧告書件数	1 4	2	2	0	1

(3) 現状と課題

① 循環型社会形成の推進

国においては、大量消費、大量廃棄の経済社会システムやライフスタイルを見直し、最適生産・最適消費・最少廃棄を基調とする循環型社会の形成を推進するため、循環型社会形成推進基本法、容器包装、家電、建設廃棄物、食品、自動車等に係るリサイクル法が制定、施行されている。

県では、平成 16 年 3 月に制定した「山口県循環型社会形成推進条例」に基づき「山口県循環型社会形成推進基本計画（令和 8 年 3 月改定）」を策定し、「自助」「共助」「公助」を基本的視点とした産学公連携による取組を推進している。

当センター管内では、平成 15 年度に、市設置の一般廃棄物焼却施設からの焼却灰等をリサイクルするための「ごみ焼却灰セメント原料化施設」が稼働を開始したが、今後は、特に「やまぐちエコ市場」への取組促進や廃棄物 3 R 等推進事業補助金の活用等により循環型社会の形成を推進していく。

② 一般廃棄物対策

日常生活から発生する一般廃棄物については、市の処理責任のもとで適正な処理が進められているが、ダイオキシン類の削減対策や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法の施行により、分別収集の徹底、処理施設の改善、整備が求められており、「山口県循環型社会形成推進基本計画」に基づき、施設の整備を広域的、計画的に推進している。

③ 産業廃棄物対策

産業廃棄物の処理は、排出事業者が自ら処理することが原則とされているが、大企業を除く排出事業者では処理施設を整備していないため、処理業者へ委託して処理しているのが実態である。

しかしながら、排出事業者の適正処理に関する認識不足や処理費の出し渋り等によって、不法投棄などの不適正処理が散見される。

特に発生量が膨大な建設廃棄物については、排出事業者の適正処理への認識不足等から不法投棄、野外焼却等の不適正処理が後を絶たないことから、不法投棄ホットラインや廃棄物不法投棄等監視連絡員等を活用した情報収集及び夜間休日を含めた監視パトロールの実施により、産業廃棄物の適正処理の確保に努めている。

④ PCB 廃棄物対策

県では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき策定した「山口県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（令和 6 年 10 月）」により PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進しており、今年度末までの低濃度 PCB 廃棄物の処理が進められている。

(4) 中長期的取組

① 不適正処理対策の推進

廃棄物の適正処理を進める上で、引き続き産業廃棄物処理業者等への監視・指導を実施していく。また、排出事業者に対しては、講習会、業界の研修会等を活用し、適正処理の遵守について周知徹底を図るとともに、「産業廃棄物監視パトロール班」による監視・指導を行うこととする。

具体的には、次により、情報収集と早期対応を行っていく。

ア 「不法投棄ホットライン(フリーダイヤル)」により、24 時間体制で、県民から不法投棄等の情報を受付

イ 「廃棄物不法投棄等監視連絡員」を委嘱し、不適正処理に関する情報の提供を依頼

ウ 「管内廃棄物不法投棄等連絡協議会」を開催し、県民、市、警察署、郵便局等と連携のもとに、不法投棄等の情報交換、防止対策等を検討

エ 「夜間不法投棄パトロール」により、不法投棄の未然防止を図る。

② P C B 廃棄物の処理の推進

処理期限の迫っている P C B 廃棄物保管事業者に対し、その早期処理を指導する。

また、P C B 廃棄物の処理が終了するまでの間は、その適正管理を徹底するため、保管事業者に対し、廃棄物処理法に基づく適正な保管について監視・指導を行う。

③ 廃棄物処理施設の整備促進

廃棄物の適正な処理を確保する上で、処理施設の確保は不可欠である。

法、要綱等に基づき、情報公開、住民のコンセンサスの取得等、事業者の適切な対応のもとに、適正な施設の整備を指導していく。

なお、平成 26 年 4 月から公共関与による新南陽広域最終処分場の供用が開始され、周南地域からの一般廃棄物及び県内事業所からの産業廃棄物の受け入れが行われている。

④ 自動車リサイクル法等の適正な施行

家電リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法等のリサイクルを目的とした法律が施行されており、関係機関と緊密な連携を図りながら制度の普及啓発とともに不適正処理の未然防止を図る。

2 浄化槽対策業務

(1) 業務の概要

① 浄化槽法に基づく届出に関すること。

② 浄化槽の維持管理、指導に関すること。

※周南市内に設置される浄化槽については平成 27 年 4 月から周南市に権限移譲

(2) 管内の状況

① 浄化槽の設置状況（周南市を除く）

種 類	設置基数（令和 7 年度末）	うち令和 7 年度設置分
単独浄化槽	2, 8 9 7	0
合併浄化槽	2, 8 3 4	3 5
計	5, 7 3 1	3 5

② 浄化槽設置者講習会開催（令和 7 年度） 1 回／年

③ 不適正浄化槽の改善指導（令和 7 年度）

1 1 6 件（法定検査件数 3, 1 8 5 件）

（内訳） 7 条検査： 7 件（法定検査件数 4 6 件）

1 1 条検査：1 0 9 件（ 〃 3, 1 3 9 件）

(3) 現状と課題

浄化槽の適正な使用、維持管理、浄化槽法定検査制度等の啓発を図るため、浄化槽管理者に対する「設置者講習会」を定期的で開催している。

浄化槽法定検査の結果、不適正と判定された浄化槽については、管理者又は委託業者に対する改善指導を行っており、法定検査未受検者に対しては、文書等により受検指導を行っている。

(4) 中長期的取組

浄化槽管理者に対し、引き続き、浄化槽の適正な使用・維持管理・法定検査受検の徹底について啓発・指導等を行う。

3 環境指導業務

(1) 業務の内容

- ① 地域環境保全等に関すること。
- ② 大気汚染の防止等に関すること。
- ③ 水質汚濁の防止等に関すること。
- ④ ダイオキシン類の発生対策に関すること。
- ⑤ 騒音、振動及び悪臭の防止に関すること。
- ⑥ 土壌汚染対策に関すること。
- ⑦ P R T Rに関すること。
- ⑧ フロン排出抑制法に関すること。
- ⑨ 地球温暖化対策の推進に関すること。

(2) 管内の状況

【特定事業場数等】（令和8年3月31日現在）

区 分		下松市	光 市	周南市	計
大 法	ばい煙発生施設	24	15	77	116
	粉じん発生施設	11	1	35	47
	VOC 排出施設	1	0	5	6
気 条 例	ばい煙発生施設	1	1	3	5
	粉じん発生施設	14	10	46	70
水 法	50m ³ /日以上	9	8	34	51
	50m ³ /日未満	69	61	137	267
条例指定工場		9	3	28	40

※VOC：揮発性有機化合物

【ダイオキシン類対策特別措置法対象事業場数等】（令和8年3月31日現在）

施設区分	事業場数	届出施設数
大気関係施設	16	38
廃棄物焼却炉	15	29
水質関係施設	4	15

【土壌汚染対策法に基づく区域指定の状況】（令和8年3月31日現在）

施設区分	区域指定件数
要措置区域	0
形質変更時要届出区域	81

【フロン排出抑制法対象業者数】（令和8年3月31日現在）

事業の種類	登録業者数
第一種フロン類充填回収業	54

① 大気質

【大気汚染に係る環境基準達成状況（R6年度）】

No.	測定局名	所在地	二酸化硫黄 (SO ₂) (ppm)	二酸化窒素 (NO ₂) (ppm)	一酸化炭素 (CO) (ppm)	浮遊粒子状物質 (SPM) (mg/m ³)	光化学オキシダント (O _x) (ppm)	微小粒子状物質 (PM2.5) (μg/m ³)
1	光高校	光市	○ 0.001	○ 0.006		○ 0.014	× 0.036	○ 9.2
2	浅江中学校	〃	○ 0.001	○ 0.006		○ 0.014		
3	豊井小学校	下松市	○ 0.001	○ 0.006		○ 0.013		
4	下松市役所	〃	○ 0.001	○ 0.007		○ 0.013	× 0.035	○ 9.2
5	櫛浜小学校	周南市	○ 0.001	○ 0.008		○ 0.014		
6	徳山商工高校	〃	○ 0.001	○ 0.009		○ 0.014		
7	周南総合庁舎	〃	○ 0.001	○ 0.009		○ 0.014	× 0.035	○ 9.4
8	浦山送水場	〃	○ 0.001	○ 0.009		○ 0.015		
9	宮の前児童公園	〃	○ 0.001	○ 0.008		○ 0.013	× 0.032	○ 8.7
10	三田川交差点	〃		○ 0.011	○ 0.3	○ 0.017		

※1 三田川交差点は、自動車排出ガス測定局

2 ○：環境基準達成 △：環境基準の長期的評価達成 ▲：環境基準の短期的評価達成

×：環境基準超過

3 数値は年間平均値



② 公共用水域の環境

【海域（COD）】

（単位 mg/L）

水域名	類型	測定地点数	年 度					環境基準
			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	
笠戸湾・光	A	4	1.6	2.1	1.9	1.8	1.8	A類型： 2以下 B類型： 3以下 C類型： 8以下
	B	4	1.6	2.0	1.9	1.8	1.7	
	C	1	1.8	2.1	2.0	1.7	1.9	
徳山湾	A	4	1.8	2.1	1.8	1.9	1.8	A類型： 2以下 B類型： 3以下 C類型： 8以下
	B	3	1.8	2.2	1.8	1.7	1.7	
	C	4	2.0	2.4	2.1	2.0	1.9	

【河川（BOD）】

(単位 mg/L)

河川名	類型	測定地点数	年 度					環境基準
			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	
光井川	A	1	0.7	0.6	0.5	0.7	0.7	A類型： 2以下 B類型： 3以下
	B	1	0.8	0.5	0.6	0.8	0.7	
島田川	A	3	0.8	0.7	0.5	0.8	0.6	
平田川	A	1	0.7	0.8	0.6	0.9	0.7	
	B	1	0.8	0.8	0.5	1.0	0.7	
末武川	A	2	0.8	1.0	1.4	1.0	0.9	
切戸川	A	1	0.6	0.6	0.5	0.7	0.6	
	B	1	0.6	0.7	0.6	0.8	0.6	
富田川	A	1	0.7	0.8	0.9	1.4	0.8	
	B	1	0.6	0.7	0.6	0.9	0.7	
夜市川	A	1	0.5	0.6	0.5	0.7	0.6	
	B	1	0.5	0.6	0.5	0.6	0.5	

【湖沼（COD）】

(単位 mg/L)

湖沼名	類型	測定地点数	年 度					環境基準
			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	
菅野湖	A	1	2.1	2.0	2.2	1.9	2.2	A類型： 3以下
菊川湖	A	1	2.8	2.6	3.0	2.5	2.4	
高瀬湖	A	1	3.3	2.9	3.2	3.5	3.2	
米泉湖	A	1	2.7	2.8	2.9	2.2	2.5	

※1 COD（化学的酸素要求量）

水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化するとき消費される酸素の量をもって表し、数値が高いほど汚れていることを示す。

環境基準では、海域及び湖沼の汚濁指標として使用される。

2 BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の汚濁物質（主として有機物）が微生物によって酸化分解されるときに必要とされる酸素量をもって表し、数値が高いほど汚れていることを示す。

環境基準では、河川の汚濁指標として使用される。

3 類型

水域の利用目的等の適応性をもとに区分され、それぞれに望ましい目標環境基準として当てはめられている。AA類型の水質が最も良好な水質目標値であり、以下A、B、C等の順となる。

4 測定値は、年間平均値

③ 環境中のダイオキシン類等調査結果

【大気中のダイオキシン類調査結果】 (単位 pg-TEQ/m³)

	周南市	県内の測定結果
R1年度	0.011	0.0051～0.011
R2年度	0.011	0.0051～0.012
R4年度	0.012	0.003～0.014
R5年度	0.011	0.0050～0.012
R6年度	0.011	0.0040～0.014

※1 大気環境基準：0.6pg-TEQ/m³以下（年間平均値）

2 測定値は、年間平均値

3 周南総合庁舎で測定

【令和6年度公共用水域におけるダイオキシン類調査結果】（単位 pg-TEQ/L）

調査地点	環境基準点	水質調査結果	底質調査結果
徳山湾	TD-1	0.056	6.6
	TD-12	0.058	6.1
菅野湖	EC-9	0.063	1.2
島田川	GC-2	0.066	0.16

※水質環境基準：1 pg-TEQ/L 以下（年間平均値）

底質環境基準：150 pg-TEQ/g 以下（年間平均値）

【有害大気汚染物質調査結果】（単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

物質名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	環境基準
ベンゼン	1.0	0.87	0.87	0.66	0.66	3以下
トリクロエチレン	0.066	0.11	0.10	0.029	0.20	130以下
テトラクロエチレン	0.009	0.023	0.046	0.005	ND	200以下
ジクロメタン	0.84	0.76	0.85	0.84	0.79	150以下

※周南総合庁舎で測定

【大気中のフロン濃度調査結果】（単位 ppb）

物質名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
CFC(フロン-11)	0.24	0.24	0.22	0.24	0.22
CFC(フロン-12)	0.57	0.59	0.52	0.53	0.51
CFC(フロン-113)	0.064	0.068	0.067	0.070	0.066

※周南総合庁舎で測定

④ 公害苦情相談・処理件数状況

（単位 受付・処理件数）

対象項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
大気質	10(10)	13(13)	11(11)	16(16)	8(8)
水質	8(8)	4(4)	5(5)	5(5)	10(10)
その他	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
計	19(19)	18(18)	17(17)	22(22)	19(19)

(3) 現状と課題

① 大気汚染対策

大気汚染測定局（10局）を設置し、硫黄酸化物やオキシダント等の常時監視を実施し、大気汚染の状況を把握している。

オキシダントについては、一定以上の濃度になった場合には、「山口県大気汚染緊急時措置要綱」に基づき「情報」等を発令して対応している。

令和6年度は、全測定局で環境基準を達成していない。

また、微小粒子状物質（PM2.5）については、一定濃度を超えた場合、不要不急の外出を控えるなどの「注意喚起」を行うとともに、関係機関に対し電子メール等により迅速に情報を提供している。

② 水質汚濁対策

水質測定計画に基づき、公共用水域（海域、河川及び湖沼）の水質常時監視調査を実施し、水質汚濁の状況を把握している。

令和6年度の水質汚濁の指標であるCOD（BOD）については、高瀬湖において環境基準を達成していない。

経年的な水質の状況は、近年、河川、湖沼及び海域とも概ね横ばい傾向である。

地下水の水質については、事業場の立地状況等を踏まえて調査を実施しており、汚染が認められた地域については、発生源対策とともにモニタリング調査を実施して地下水の水質の状況を監視している。

なお、公共用水域等の水質保全を図るため、今後とも発生源での排出抑制対策が実施されるよう指導する必要がある。

③ ダイオキシン類対策等

令和6年度の管内における大気及び水質のダイオキシン類の調査を実施した結果は、いずれも環境基準を満足していた。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類の排出基準が施設の種類及び規模ごとに定められており、ダイオキシン類の削減対策が図られている。

また、有害物質、環境ホルモン等の化学物質についても、PRTTR法に基づき対象事業場は届出が必要となり、事業者には化学物質の排出量、移動量の状況について報告義務が課せられ、これらの結果について公表が行われている。

④ 土壌汚染対策

有害物質使用施設の廃止時や一定規模以上の土地の形質変更の際には、土壌汚染対策法に基づく届出により、有害物質による土壌の汚染状況を確認している。

また、事業者による自主的な土壌汚染調査の結果、土壌の汚染状態が基準に適合しない土地等については、土壌汚染対策法に基づく区域指定を行い、健康被害防止等のため適正に汚染土壌の管理・処理が行われるよう指導している。

⑤ フロン類対策

オゾン層保護の観点からフロン類の回収破壊を促進するため、関係業界団体と連携しながらオゾン層保護対策の普及啓発に努めるとともに、フロン類充填回収登録業者等への立入検査を実施し、法の順守等を指導している。

⑥ 環境教育の推進

各種イベント、集会等も含めあらゆる機会を通じて、環境問題・環境保全に関する知識の普及や啓発を行っている。

また、管内市と連携し、親子が一緒に水辺に生息する生物の観察を行い、河川環境の保全や水質浄化の大切さを学ぶため、「親と子の水辺の教室」の実施支援を行っている。

今日の環境問題は、地域的な問題の枠を超え、温室効果ガスによる地球の温暖化、フロン等によるオゾン層の破壊等、地球的規模となっている。

これらの対策を地域から推進する上で、省エネルギー対策の推進や住民のライフスタイルの見直しなど、意識改革へ向けて普及啓発が必要とされる。

(4) 今後の取組

① 大気汚染対策

ばい煙に係る排出基準、硫黄酸化物総量規制、燃料使用基準等の遵守状況について立入検査を実施し、必要な対策指導を行うとともに、水銀等の汚染物質の排出抑制を図る。

② 水質汚濁対策

河川の経年的な水質の状況は、総じて改善の傾向が見られる。引き続きこの状況を保つための水質浄化対策として、親と子の水辺の教室などを通じて生活排水浄化に係る普及啓発を地域住民・市・県が連携して推進する。

海域の水質保全を図るため、「COD総量削減計画」や「窒素、磷による富栄養化対策を含めた削減計画」を基に、関係事業場の指導、下水道の整備等により水質環境の保全を図る。

③ ダイオキシン類等有害化学物質対策

ダイオキシン類の法規制対象施設の適正な維持管理、排出ガスの規制基準遵守について、事業者を監視・指導し、ダイオキシン類の排出削減を図る。

また、環境ホルモンについて、大気並びに海域、河川及び湖沼の水質、底質、水生生物を対象に汚染の実態を把握することとしている。

④ 土壌汚染対策

管内には有害物質による土壌汚染のおそれが懸念される工場等が多く設置されていることから、土壌汚染対策法に基づき土壌の汚染状況を的確に把握するとともに、土壌汚染のおそれが認められた場合には、土地所有者等に対し適正な管理・処理について指導を行い、汚染土壌による健康被害の防止に努めることとしている。

⑤ フロン類対策

オゾン層の破壊と地球温暖化の原因となるフロン類の排出抑制を一層強化するため、改正されたフロン排出抑制法に基づき、関係業界団体と連携しながら業務用機器の冷媒適正管理や充填の適正化等の普及啓発に努めるとともに、フロン類充填回収登録業者等への立入検査を実施し、法の順守等を指導していくこととしている。

⑥ 環境教育の推進

地球温暖化のようなグローバルな問題から身近なごみ問題に至るまでの今日の環境問題に適切に対応し、将来にわたって持続可能な社会の形成を地域から推進するため、関係団体、管内市町と連携し、意識改革へ向けた普及啓発等を実施していくこととしている。

試験検査課

生活環境課や健康増進課の各種業務に伴う試験検査を行い、客観的・科学的な根拠・指標となる情報を提供している。



県内のうち周南、岩国及び柳井健康福祉センター管内の検査を管轄している。

1 検査業務の内容

(1) 食品衛生の検査

食品、添加物等の規格基準・食品表示基準等を満たしていることを確認するため、食品収去検査を実施している (①～③)。

また、食中毒等発生時の原因究明のための検査を実施している (④)。

- ① 食品の細菌検査 (食品の規格基準に関わる検査等)
- ② 食品の理化学検査 (食品の規格基準及び食品表示基準に関わる検査)
- ③ 輸入食品 (菓子、野菜果物加工品等) の理化学検査 (食品添加物の使用基準に関わる検査)
- ④ 食中毒等発生時における原因菌の検査 (食材、便、拭き取り等)

(2) 環境保全の検査

事業場からの排水が基準を満たしているかどうか、廃棄物最終処分場の維持管理が適切か、海水浴場が安心して利用できるかどうかを確認するための水質検査を実施している (①)。

また、石綿飛散のおそれがある解体現場等の管理が適切であることを確認する検査を実施している (②)。

そのほか、環境事故等処理に必要な検査を実施している (③)。

- ① 工場排水、廃棄物最終処分場、海水浴場の水質検査
- ② 石綿大気濃度の測定 (吹付け石綿の除去を伴う建築物解体等の作業時)
- ③ 環境事故や苦情の処理に伴う検査

(3) 毒物及び劇物の検査

電気めっき業で生じた廃液の検査を実施している。

(4) 感染症の検査

感染症の発生時に検査を実施している (①)。

また、エイズ、性感染症対策としてH I V検査の迅速検査及び梅毒検査を実施している (②)。

- ① 腸管出血性大腸菌等の感染症発生時における接触者検便等検査
- ② H I V検査 (抗原抗体検査) ・梅毒 (TP 検査、RPR 検査)

2 前年度（令和7年度）の検査実績

（1）年間検査計画に基づく検査（定例検査）

検査内容		検体数	延検査件数
食品収去検査	細菌	173	470
	理化学	63	191
環境分析検査	工場排水	181	803
	廃棄物最終処分場	32	34
	海水浴場	84	263
	石綿大気濃度の測定	8	8
電気めっき業廃液検査		3	3
H I V抗原抗体検査		136	136
梅毒検査		119	238

（2）定例外の検査

検査内容	件数	検体数	延検査件数
食中毒	11	105	347
感染症	65	161	161

3 今年度の重点施策

周南健康福祉センターは、岩国及び柳井健康福祉センター管内の試験検査業務も併せて担っているため、健康福祉センター間の業務調整を円滑に行い、検査が適正に実施できるよう努める。



関係団体等名簿

(令和8年6月1日現在)

1 医師会

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
(一社)下松医師会	井上 保	744-0025	下松市中央町 21-1	0833-43-7533
(一社)光市医師会	河村 康明	743-0063	光市島田 4-14-15 光商工会館内	0833-72-2234
(一社)徳山医師会	津永 長門	745-8510	周南市東山町 6-28	0834-21-2995

2 歯科医師会

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
(一社)下松市歯科医師会	松尾 勝弘	744-0078	下松市西市 2 丁目 3-31	0833-41-0319
(一社)光市歯科医師会	枇榔 義昭	743-0063	光市島田 4-14-15 光商工会館内	0833-72-8680
(一社)徳山歯科医師会	曾我部博之	745-0074	周南市今宿 3-55	0834-32-1717

3 薬剤師会

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
下松薬剤師会	角田勇太郎	744-0015	下松市大手町 2-5-16 健栄薬局	0833-48-3010
光薬剤師会	梅山 英明	743-0008	光市室積中央町 4-10 いちご薬局室積店	0833-79-2525
(一社)徳山薬剤師会	岡田 好洋	745-0822	周南市孝田町 7-1	0834-39-1105
新南陽薬剤師会	井向 雅美	746-0039	周南市富田新町 1-9-24 そよかぜ薬局	0834-34-1240

4 (公社)山口県看護協会

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
周南支部	伊藤友里代	743-0192	光市岩田 974 番地 光市立大和総合病院	0820-48-2111

5 (一社)山口県臨床検査技師会

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
周南支部	高 謙介	743-8561	山口県光市光ヶ丘 6 番 1 号 光市立光総合病院	0833-72-1000

6 介護支援専門員協会

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
下松市介護支援専門員協会	福井 治枝	744-8585	下松市大手町 3-3-3 地域包括支援 C	0833-45-1838
光市介護支援専門員協会	室本 好重	743-0073	光市室積正木 14-3 合同会社歩夢	0833-48-8542
周南市介護支援専門員協会	藤本 真樹	745-0006	周南市花畠町 3-17	090-9506-5681

7 社会福祉協議会

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
下松市社会福祉協議会	白木 正博	744-0078	下松市西市 2-10-16 下松福祉 C	0833-41-2242
光市社会福祉協議会	梅本 貞則	743-0011	光市光井 2-2-1 あいぱーく光	0833-74-3020
周南市社会福祉協議会	佐原 昌弘	745-8529	周南市速玉町 3-17 徳山社会福祉 C	0834-22-2115

8 老人クラブ連合会

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
シニアクラブ下松	三吉 武	744-0078	下松市西市 2-10-15 老人福祉会館玉鶴内	0833-43-8486
光市老人クラブ連合会	中村 雅裕	743-0011	光市光井 2-2-1 あいぱーく光	0833-74-3020
周南市老人クラブ連合会	岸村 敬士	745-0844	周南市速玉町 3-17 徳山社会福祉C	0834-22-8711

9 民生委員児童委員協議会

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
下松市民生児童委員協議会	藤江 旬仁	744-8585	下松市大手町 3-3-3 市地域福祉課	0833-45-1833
光市民生委員児童委員協議会	竹本 新助	743-0011	光市光井 2-2-1 あいぱーく光	0833-74-3000
周南市民生委員児童委員協議会	小林三津子	745-8655	周南市岐山通 1-1 市地域福祉課	0834-22-8465

10 母子保健推進協議会

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
下松市保健推進員連絡協議会	古村 一味	744-0025	下松市中央町 21-1 市こども家庭課	0833-41-1022
光市母子保健推進協議会	藪崎 寿子	743-0011	光市光井 2-2-1 市こども家庭課	0833-74-1108
周南市母子保健推進協議会	中村美代子	745-0005	周南市児玉町 1-1 市健康づくり推進課	0834-22-8553

11 食生活改善推進協議会

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
下松市食生活改善推進協議会	清木貴美子	744-0025	下松市中央町 21-1 市健康増進課	0833-41-1234
光市食生活改善推進協議会	天野加代子	743-0011	光市光井 2-2-1 市健康増進課	0833-74-3007
周南市食生活改善推進協議会	佐々木哲子	745-0005	周南市児玉町 1-1 市健康づくり推進課	0834-22-8553

12 山口県栄養士会

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
周南地域専門部会	城 裕美子	—	—	—

13 家族会（精神保健）

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
精神保健家族会 (周南さわやか家族会)	板村 七重	745-0807	周南市城ヶ丘 4-2-23	080-3879-2637
下松認知症を支える会 (えくぼの会)	浅原 郁子	744-0028	下松市藤光町 1-8-2	0833-44-8536
光市認知症を支える会 (福寿草の会光)	山下 悦子	743-0044	光市和田町 3-10	0833-72-7337
周南認知症を支える会 (福寿草の会)	室田るり江	745-0844	周南市速玉町 5-22-403	090-4149-7278
認知症を支える会 (くまげ福寿草の会)	又賀記見江	745-0632	周南市鶴見台 3-4-8	0833-91-6056

14 食品衛生協会

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
周南地区食品衛生協会	田中 豊治	745-0004	周南市毛利町 2-38 周南健康福祉 C	0834-32-7535

15 山口県飲食業生活衛生同業組合

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
下松支部	青山健一郎	744-0007	下松市駅南 1-5-30	0833-41-3140
光支部	上原 良一	743-0063	光市島田 2-11-6 第2原田ビル 2F	0833-71-2170
周南支部	山中健太郎	745-0043	周南市都町 1-1 周南料飲組合内	0834-22-1279
周南西支部	安達 浩司	746-0015	周南市清水 2-10-10 周南西料飲組合内	0834-63-8976

16 山口県獣医師会

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
熊毛支部	河村 和俊	742-1107	平生町曾根 2354-40	0820-56-1122
徳山支部	橋本 介志	745-0874	周南市徳山 5846	0834-22-8640

17 薬物乱用防止推進協議会

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
山口県薬物乱用防止推進員 周南地区協議会	猪本 英雄	745-0004	周南市毛利町 2-38 周南健康福祉 C	0834-33-6427

18 献血推進協議会

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
周南地区献血推進協議会	吉山 裕規	745-0004	周南市毛利町 2-38 周南健康福祉 C	0834-33-6427

19 山口県理容生活衛生同業組合

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
下松支部	廣石 正明	744-0015	下松市大手町 2-6-13 ハアサロンヒロイシ	0833-41-3040
徳山支部	國重 敦史	745-0835	周南市舞車町 1-30 とことこや	0834-22-0705
新南陽支部	木村 真也	746-0015	周南市清水 1-10-30 ハアサロン木村	0834-62-3495
周西支部	阪本 直樹	745-0612	周南市大字呼坂 1327-2 理容カモト	0833-91-1168

20 山口県美容業生活衛生同業組合

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
下松支部	藤井 博	744-0029	下松市楠木町 1-12-12 snip	0833-48-8580
光支部	井上 隆	743-0007	光市室積 3-10-3 ヒサコ美容室	0833-79-1331
徳山支部	佐竹 和也	745-0041	周南市戎町 3-18 (有)ビューティサロン佐竹	0834-21-1765
新南陽支部	魚切 辰雄	746-0012	周南市政所 3-4-11 T2美容室	0834-63-9328

21 山口県クリーニング業生活衛生同業組合

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
新南陽支部	松崎 俊介	746-0063	周南市本陣町 12-34 スンクリーニング	0834-62-2895
下松支部	内富 和孝	744-0031	下松市生野屋 1-3-8 内富クリーニング	0833-43-4565

22 山口県旅館生活衛生同業組合

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
下松支部	原田 真雄	744-0011	下松市駅南 1-6-1 ビジネスホテルくだまつ	0833-41-0357
徳山支部	池田 誠三	745-0025	周南市築港町 8-33 ホテルサルート徳山	0834-32-2611
徳山新支部	藤山 和義	745-0042	周南市橋本町 2-11 緑屋旅館	0834-31-1600
湯野支部	西田宏次朗	745-1132	周南市湯野 4341-1 紫水園	0834-83-2345
新南陽支部	平本 修	746-0015	周南市清水 2-10-10 周南西料飲組合内	0834-63-8976

23 山口県興行生活衛生同業組合

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
県組合支部	森本 文矢	745-0032	周南市銀座 1-12 セマテイビル 6F 毎日興業(株)内	0834-21-2525

24 環境衛生連絡協議会

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
周南健康福祉センター管内 快適環境づくり連絡協議会	福本 忠男	745-0004	周南市毛利町 2-38 周南健康福祉C	0834-33-6427

25 (一社)山口県浄化槽協会

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
周南支部	川元 正	745-0004	周南市毛利町 2-38 周南健康福祉C	0834-32-7455

26 (一社)山口県産業廃棄物協会

名 称	代表者	郵便番号	所 在 地	電話番号
周南支部	平田 吉勝	744-0021	下松市大字平田 4550-1 (有)クリーンサポートヒラタ	0833-43-6623

27 警 察

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
下松警察署	744-0015	下松市大手町 3-2-1	0833-44-0110
光警察署	743-0013	光市中央 2-1-14	0833-72-0110
周南警察署	745-0851	周南市大字徳山 5632-4	0834-21-0110

28 消 防

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
下松市消防本部	744-0061	下松市大字河内 1950	0833-45-0119
光地区消防組合消防本部	743-0011	光市光井 6-16-1	0833-74-5600
周南市消防本部	745-0056	周南市新宿通 5-1-3	0834-22-8754

病 院 名 簿

(令和8年4月1日現在)

No.	病 院	開 設 者	郵便番号	所在地	電話番号	病床数	うち 療養型
1	下松中央病院	医療法人緑山会	744-0005	下松市古川町3-1-1	0833-41-3030	137	109
2	下松病院	医療法人成幸会	744-0008	下松市新川2-1-1	0833-41-2727	51	51
3	周南記念病院	社会医療法人同仁会	744-0033	下松市生野屋南 1-10-1	0833-45-3330	250	50
4	光市立大和総合病院	光市	743-0192	光市岩田974	0820-48-2111	243	203
5	大田病院	医療法人愛命会	743-0063	光市島田5-3-1	0833-77-0621	204	
6	光市立光総合病院	光市	743-8561	光市光ヶ丘6-1	0833-72-1000	199	
7	梅田病院	医療法人至誠会	743-0022	光市虹ヶ浜3-6-1	0833-71-0084	34	
8	光中央病院	医療法人社団陽光会	743-0063	光市島田2-22-16	0833-72-0676	98	58
9	みちがみ病院	医療法人三生会	743-0023	光市光ヶ丘2-5	0833-72-3332	30	
10	泉原病院	医療法人愛命会	745-0833	周南市泉原町10-1	0834-21-4511	265	
11	徳山静養院	医療法人社団共愛会	745-0811	周南市五月町13-1	0834-31-1734	140	
12	徳山医師会病院	一般社団法人徳山医師会	745-0846	周南市東山町6-28	0834-31-2350	306	129
13	周南病院	医療法人仁徳会	745-0034	周南市御幸通2-8	0834-21-0357	56	56
14	徳山病院	医療法人周友会	745-0868	周南市南浦山町5-14	0834-21-3750	78	
15	鼓ヶ浦こども医療福祉センター	社会福祉法人 鼓ヶ浦整枝学園	745-0801	周南市久米752-4	0834-29-1430	100	
16	田中病院	医療法人社団諍友会	745-0003	周南市三番町1-12	0834-32-2000	52	
17	湯野温泉病院	医療法人治徳会	745-1132	周南市湯野4217-2	0834-83-2083	161	161
18	徳山中央病院	独立行政法人 地域医療機能推進機構	745-8522	周南市孝田町1-1	0834-28-4411	519	
19	黒川病院	黒川 徹	745-0811	周南市五月町8-19	0834-32-2015	50	
20	周南市立新南陽市民病院	周南市	746-0017	周南市宮の前2-3-15	0834-61-2500	150	
21	周南リハビリテーション病院	医療法人社団生和会	745-1132	周南市湯野4278-1	0834-83-3300	210	44
22	周南高原病院	医療法人緑山会	745-0122	周南市須々万本郷 29-1	0834-88-0391	115	115
23	徳山リハビリテーション病院	医療法人社団生和会	745-0851	周南市徳山626	0834-33-7770	120	120
					計	3,568	1,102